

改定平成 30 年 4 月 1 日
千葉大学事務局長決裁

国立大学法人千葉大学発注工事契約に係る取引停止等の取扱要領

(趣旨)

1. 国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）が発注する工事契約及び設計・コンサルティング業務（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱については、この要領の定めるところによる。

(取引停止の措置)

2. 契約担当役は、業者が別表 1 及び別表 2 の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、当該業者について取引停止を行うものとする。

(下請負人に関する取引停止)

3. 契約担当役は 2 の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、2 に該当する業者の範囲以内で取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

4. 契約担当役は 2 の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）があることが明らかになったときは、2 に該当する業者の範囲以内で取引停止を併せて行うものとする。

(取引停止の通知)

5. 契約担当役は、2 の規定により別表各号の措置を講じるときは、ただちに取引停止する業者に対し、取引停止の期間、取引停止の内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

6. 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該契約担当役の契約に係る工事等の全部又は一部を下請け等に参加することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合は、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

7. 契約担当役は、取引停止を行わない場合においても必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(報告)

8. この要領により取引停止を行う時は文部科学省文教施設部契約情報室に通知するものとする。

(苦情処理)

9. 取引停止等に関する苦情処理については取引停止等措置に係る苦情処理手続要領によるものとする。

(その他)

9. この要領に定めるもののほか取引停止に関し必要な事項は、契約担当役が別に定める。

本要領は、平成 23 年 12 月 1 日から適用する。

本要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 事故等に基づく措置基準（2関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載</p> <p>本学発注の契約に係る競争契約又は随意契約において、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>2 過失による粗雑な契約履行</p> <p>ア 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。 イ 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>3 契約違反</p> <p>第2に掲げる場合のほか、本学発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>4 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故</p> <p>ア 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、死亡者も若くは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 イ 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。（軽微なものを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>5 安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故</p> <p>ア 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 イ 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内 2週間以上2か月以内</p>
<p>6 落札決定後の契約辞退</p> <p>本学発注の契約に係る一般競争契約又は指名競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>7 その他</p> <p>前各号に準ずる行為等により、本学発注の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 前各号に準じて契約担当役が定める期間</p>

別表2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準（2関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄（本学の役員又は職員に対する贈賄） 次のア、イ又はウに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>2 贈賄（他の公共機関の職員に対する贈賄） 次のア、イ又はウに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>3 独占禁止法違反行為 本学発注の契約又は他の公共機関発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>4 談合 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>5 建設業法違反行為 本学発注の契約又は他の公共機関発注の契約に関し、業者が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

<p>6 不正又は不誠実な行為</p> <p>別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>7 その他</p> <p>別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>